

学位論文審査及び最終試験について

項目	学位論文審査	最終試験
申請要件	修了要件に必要な単位を取得したもの（単位の取得見込みを含む）とする。	
申請時期	学位審査及び最終試験は、同時期に行うこととし、5年次後期の10月～1月に審査期間を設けるので、審査及び受験の1か月前に申請すること。	
申請方法	所定の申請書(様式)を用いて、本籍大学の研究科に申請すること。	
提出資料	<ul style="list-style-type: none"> ・博士論文審査申請書（様式6） ・博士論文（和文/英文は学生の選択による） ・博士論文要旨（和文及び英文）（様式7） ・研究業績目録（受賞歴、研究費獲得を含む） ・研究業績のうち主な論文3点以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終試験申請書（様式6） ・在籍期間における学修報告書
審査内容	学位論文審査は、学位論文の内容について、口頭により、審査を行う。災害看護学の博士の学位論文として適切な内容であるか、また、どのような貢献があるか、について審査を行う。	最終試験は、災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、国際的・学際的指導力を発揮するグローバルリーダーとしての高度な実践能力、研究能力に関連する事項の修得状況について確認を行う。
審査の視点	<p>①研究計画の進捗について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画書に沿って研究が進捗したかどうか、変更があったのであれば適切な理由に基づくものであるか。 <p>②災害看護学の博士の学術論文としての適切性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究結果が根拠に基づき、的確・明確に記載されているか。 ・研究結果について先行文献を用い、多方面からの検討を加え、深く考察しているか ・論文の体裁（構成、文章の表現力、論旨の一貫性、引用文献の記載方法）が適切であるか。 ・研究の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われたか。 <p>③研究成果の貢献について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践及び社会への貢献度の高い研究成果が産出されているか。 <p>●下記の内容について必要に応じて確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害看護学の研究として適切かつ重要なテーマであるか。 ・研究目的が明確であるか。 ・テーマに関する知識・概念が十分に検討され、和文献、海外文献の包括的かつ広範な検討により、研究の位置づけ、意義を明確にしているか。 ・研究目的を達成するための方法論が明確に示され、データ収集方法、分析方法などが具体的に検討されているか。それらが妥当なものであるか。 	<p>① 人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができるか。</p> <p>②災害サイクル諸局面において健康に生きるための政策提案に取り組むことができるか。</p> <p>③グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産官学との連携を築き、制度やシステムを変革できるか。</p> <p>④学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できるか。</p>

審査委員	<p>学位論文審査と最終試験の審査委員は、同一とする。</p> <p>審査委員は、以下を含む5名とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主研究指導教員及び副研究指導教員の教授及び准教授から3名以上 ・構成大学院の他専攻、構成大学内または構成大学外の有識者から1名以上 ・災害看護学に留まらず研究課題に関連する他領域の有識者を含む <p>審査委員は、共同教育課程運営委員会で決定後、本籍大学の研究科委員会等において承認を得る。</p> <p>主研究指導教員は、主審査委員(主査)を務め、審査学位論文の審査及び最終試験の運営及び共同教育課程運営委員への審査結果の報告を行う。</p>
審査方法	TV会議システムを用いた、プレゼンテーションと質疑
合否判定の方法	<p>(博士論文審査及び最終試験)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 共同教育課程運営委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行うために、審査委員会を設置し、これに当たらせる。 2 審査委員会は、主研究指導教員及び副研究指導教員の教授及び准教授から3名以上、構成大学院の他専攻、構成大学内または構成大学外の有識者1名以上、災害看護学に留まらず研究課題に関連する他領域の有識者を含む5名によって構成する。 3 審査委員会は、学位論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨を添えて、審査結果を共同教育課程運営委員会に報告する。 4 共同教育課程運営委員会は、学位論文審査及び最終試験の審査結果に基づき、学位授与の可否を決するために、学位授与の判定部会を設置し、これに当たらせる。(「共同災害看護学専攻における学位授与の判定部会に関する取り決め」) 5 学位授与の判定部会は、主査を含む各構成大学の専任教員2名及び研究科長から成る15名によって構成し、議事は出席者の3分の2以上の同意をもって決するものとする。 6 「学位授与の判定部会」は、審議結果を共同教育課程運営委員会に報告する。共同教育課程運営委員会は、審議結果を本籍大学の研究科委員会等に報告する。